

幼保連携型認定こども園

大山こども園

重要事項説明書

《重要事項説明書》

施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人大山佛教慈善団
事業者の所在地	鶴岡市大山二丁目 56-26
事業者の連絡先	0235-33-2033
代表者氏名	理事長 秋葉 康嗣

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園								
名称	大山こども園本園				大山こども園分園				
所在地	鶴岡市大山二丁目 56-26				鶴岡市大山二丁目 20-1				
連絡先	33-2033 F 33-2048				33-3250 F 33-3048				
施設長氏名	園長 高橋 亨								
開設年月日	昭和27年 5月20日								
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号				5	5	5	5	20
	2号・3号	21	21	23		25	30	30	150
	合計	21	21	23	5	30	35	35	170
当園の基本理念・方針	自然に親しみ、健康で明るい子どもを育てよう								

(3) 施設の概要

項目	名称	本園	分園
敷地	敷地全体	2,622 m ²	1,752.50 m ²
	園庭	780.6 m ²	395.5 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート	木造平屋建
	延べ床	1,061.29 m ²	710 m ²

(4) 主な設備の概要 本園

設 備	部屋数	備 考
乳児室 ほふく室	3 室	0歳児：ひよこ組 1歳児：はと組 ひばり組
保育室	7 室	2歳児：こりす組 りす組 3歳児：さくら組 うめ組 4歳児：ほし組 まつ組 支援室：きらきら
遊戯室、ホール	2 室	
調理室	1 室	

分園

設 備	部屋数	備 考
保育室	3 室	5歳児：つき1組 つき2組 つき3組
遊戯室、ホール	2 室	
支援センター	1 室	おおやま子育て支援センター

(5) 職員体制 (8年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	2 人	2 人	人	
保育教諭	18人	17人	1 人	
保育士	8 人	8 人	人	
看護師	2 人	2 人	人	
保育補助	9 人	8 人	1 人	
事務職員	2 人	2 人	人	
栄養士	2 人	2 人	人	
調理師	2 人	2 人	人	
調理補助	1 人	1 人	人	
運転士	1 人	人	1 人	
学校医	3 人	人	3 人	
学校薬剤師	1 人	人	1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後3時30分(6.5時間)
預かり保育	保育時間	朝：午前7時30分～9時00分 夕：午後3時30分～7時00分 土曜：午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	学年末・学年始（3月31日～4月3日）	
	夏季（8月11日～8月15日）	
	冬季（12月29日～1月3日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後7時00分（11時間30分）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	午前7時30分～午後7時00分の保育の中で11時間を超えたら
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分の8時間を超えたら
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時00分
	土曜日	午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費	1号・2号認定こどもの副食に係る費用	月額 5,000円
共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	年額 240円
保護者会費	会員相互の親睦を図るとともに、子ども園と相協力し、児童福祉の振興を図る(安全に行事等が行われる為に協力して頂く)	園児一人あたり 月額 200円 年間徴収額 2,400円
水泳教室	プラスプール指導料	1回 628円
月刊絵本代	月刊絵本代を3ヶ月ごとに集金	月額 420円程度から 450円程度
保育参加費	3歳以上児 保育参加 給食費	年1回 250円
園バス利用料(利用者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・片道2km程度の大山地区内及び栃屋・馬町 ・片道2km以上の下興屋・下小中・中楯・菱津・中柳原・米出・西郷地区・その他の地区 ・片道乗車料金 ・月途中からの利用 ・月途中での中断 ・兄弟間での利用 	1人あたり月額3,000円 1人あたり月額3,500円 往復乗車料金の半額 日割り計算 日割り計算利用しない分は返金 2人目以降月額 半額 3人目以降 無料
預かり保育	(保育の必要性の認定を受けた場合は無償となる)	1回あたりの利用料 450円 ※但し、月上限額を 11,300円
延長保育 利用料	標準時間認定 保育標準時間11時間を超えたら 保育短時間認定 保育短時間8時間を超えたら	一人あたり 100円 月額 2,000円 一人あたり 100円 月額 2,000円

(8) 支払方法

口座振替 支払い期日 毎月25日

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。自然豊かな大山地域の環境を生かして、自然の不思議さを感じ、五感をつかってのびのびと遊びます。

感謝の心、敬う心、思いやりの心を持ち、仲間とのつながりを大切にします。

園の調理室で、子どもの実態にあった食事を提供します。園児一人ひとりの状況を把握し、アレルギーにも細かく対応します。

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	○当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は連絡アプリ（パピーナ）又は電話でご連絡ください。 ○登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。また発熱した場合、解熱後24時間は登園をお控えください。 ○特定感染症にかかった場合は登園届をお渡ししますので、その中に記載のある自宅待機期間は登園を控えてください。

利用に当たっての留意事項	○与薬の希望がある場合、与薬依頼書に記入の上、医療機関で処方された薬と一緒に持ちください。
--------------	---

(11) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	おかべ内科胃腸科医院
医院長名	岡部 進
所在地	鶴岡市平成町 11-18
電話番号	0235-33-1322

(12) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	桜井歯科医院
医院長名	桜井 晋
所在地	鶴岡市大山 2-19-11
電話番号	0235-33-2341

(13) 学校眼科医・嘱託眼科医

医療機関の名称	福原医院
医院長名	福原 晶子
所在地	鶴岡市本町 2-2-45
電話番号	0235-22-7714

(14) 学校薬剤師

学校薬剤師	信夫 多映
-------	-------

(15) 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

【管轄する消防署】

消防署名	鶴岡市消防本部 消防署西分署
所在地	鶴岡市下川龍花崎 41-697
電話番号	0235-75-2030

【管轄する警察署】

警察署名	鶴岡警察署
所在地	鶴岡市道形町 20-40
電話番号	0235-28-0110

(16) 非常災害対策

防火管理者※	砂田 恭佑
消防計画届出年月日※	令和8年4月1日
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	大山コミュニティセンター
緊急時の連絡手段	電話 連絡アプリ（パピーナ）

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	高橋 亨	園長
相談・苦情解決責任者	高橋 亨	園長
第三者委員	太田 治紀	0235-33-2753
	山口 澄子	0235-33-3448

【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます（例2）</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン株式会社
保険の内容	施設内での園児のけがを保証します
保険金額	1名につき500万円

(19) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。